

## 岸和田市防災福祉コミュニティ訓練等活動補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岸和田市防災福祉コミュニティ訓練等活動補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し、岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の目的)

第2条 補助金は、地域住民による自主的な防災福祉コミュニティ（以下「防災福祉コミュニティ」という。）が実施する防災活動を支援することにより、地域社会における防災に関する啓発及び自主的な活動を促進し、災害による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

### (補助の対象)

第3条 この要綱による補助金の交付対象は、岸和田市防災福祉コミュニティ登録要綱第4条に規定する岸和田市防災福祉コミュニティ登録簿に登録されている防災福祉コミュニティが、防災訓練又は防災講演会（以下「訓練等」という。）を行う場合の消耗品等に要した経費とし、その対象の例は別表に定める。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、消耗品等に要した経費で、1万円を上限として予算の範囲内で交付することができる。但し、1年度あたり1回限りとする。（千円未満切り捨て）

### (補助金交付申請)

第5条 規則第5条の規定による申請書は、岸和田市防災福祉コミュニティ訓練等活動補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 訓練等実施計画書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

### (補助金交付の決定)

第6条 規則第6条の規定により補助金交付の決定をしたときは、規則第8条の規定により岸和田市防災福祉コミュニティ訓練等活動補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

### (訓練等の中止の報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた防災福祉コミュニティは、訓練等を中止したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

### (実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告書は、岸和田市防災福祉コミュニティ訓練等活

動補助金実績報告書（様式第4号）によるものとし、訓練等終了後速やかに、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 訓練等実施報告書（様式第5号）
- (2) 請求書又は領収書の写し
- (3) 訓練等の実施が確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第9条 規則第14条の規定による補助金の額を確定した時は、岸和田市防災福祉コミュニティ訓練等活動補助金額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 規則第15条の規定による交付の請求は、岸和田市防災福祉コミュニティ訓練等活動補助金交付請求書（様式第7号）によるものとする。

（補助金の交付の取消し等）

第11条 市長は、補助事業を行う者が偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、補助金を交付せず、もしくは減額し、又は全部もしくは一部を返還させることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

消耗品等

区 分	内 容
補助の対象となる 経費	訓練等に要する消耗品費、燃料費、食材費（炊き出し訓練に要する材料費）
	訓練等に要する施設使用料、防災資機材等の借上料
	訓練等に要するパンフレット、チラシ等の作成費又は購入費
	訓練等に要する講師への謝礼
	その他、市長が必要と認める経費

※車両に係る燃料費は対象外